二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）

（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

第四　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。
負担金の区分	支払方法
一　四十七年改正令附則第九項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア・イ　（略） ウ　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について、支払期間（据置期間を含む。）を十三年、据置期間を三年、利率を当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、支払期間の始期を当該年度の翌年度の初日とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときは当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法
（二）・（三）　（略）	（略）
（略）	

二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）

（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧をあわせ行なう場合においては、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度とする。

改正後	改正前
一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。
負担金の区分	支払方法
一　四十七年改正令附則第九項第一号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア・イ　（略） ウ　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について、支払期間（据置期間を含む。）を十三年、据置期間を三年、利率を当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、支払期間の始期を当該年度の翌年度の初日とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときは当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法
（二）・（三）　（略）	（略）
（略）	